

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項及び岡山市特定非営利活動促進法施行条例第8条の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったため、同法第25条第5項において準用する第10条第2項の規定により公告する。

平成30年12月25日

岡山市長 大森雅夫



1 申請のあった年月日

平成30年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まきば作業所

3 代表者の氏名

梶原 昌一

4 主たる事務所の所在地

岡山市北区玉柏277番地

5 定款変更の内容

(1) 職務に係る事項

第15条第2項に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」を追加し、以下項番号を繰り下げる。

(2) 総会の権能に係る事項

第23条第1項第4号、第5号中の「収支」を「活動」に、第8号中の「収入」を「収益」に改める。

(3) 総会の議決に係る事項

第28条第3項に、「理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。」を追加する。

(4) 総会の議事録に係る事項

第30条第3項に、「前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。(1) 総会があったものとみなされた事項の内容 (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称 (3) 総会の決議があったものとみなされた日 (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名」を追加する。

(5) 理事会の表決権等に係る事項

第37条第3項を次のように改める。「前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。」

(6) 資産の構成に係る事項

第39条第1項第1号を「設立の時の財産目録に記載された資産」に、第4号、第5号、第6号中の「収入」を「収益」に改める。

(7) 事業計画及び予算に係る事項

第44条第1項中の「収支予算」を「活動予算」に改める。

(8) 暫定予算に係る事項

第45条第1項中の「収入支出することができる。」を「収益費用を講じることができる。」に、同条第2項中の「収入支出」を「収益費用」に改める。

(9) 事業報告及び決算に係る事項

第48条第1項中の「収支計算書」を「活動計算書」に改める。

(10) 定款の変更に係る事項

第51条を次のように改める。「この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。(1) 目的 (2) 名称 (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る) (5) 社員の資格の得喪に係る事項 (6) 社員に関する事項(定数に関する事項を除く) (7) 会議に関する事項 (8)

その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
(10) 定款の変更に関する事項」